

# せい かつ ほ ご 生活保護のしおり

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

このしおりは、生活保護を利用する方に必要な情報をまとめたものです。必ずお読みいただくとともに、分からないことは、遠慮なく担当ケースワーカーにお尋ねください。

## 生活保護のしくみ

生活保護は、世帯の収入だけでは最低限度の生活費に満たない場合に、その不足分を補うものです。最低限度の生活費は、国が定めた基準額で計算し、世帯の人数や年齢などによって金額は異なります。

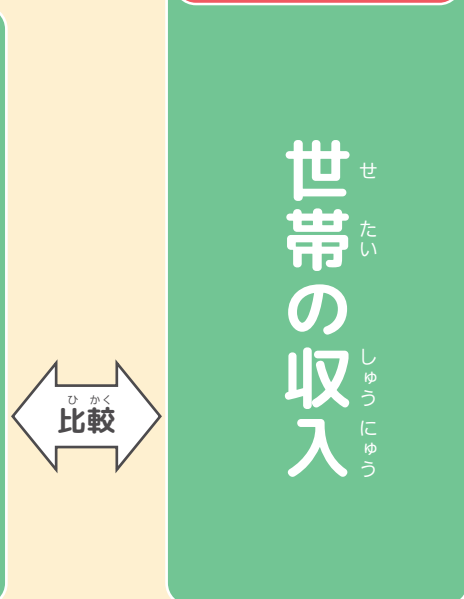
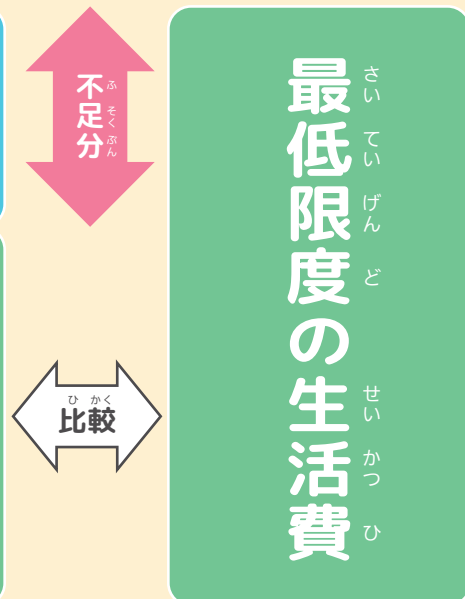
生活保護が  
受けられる場合

生活保護が  
受けられない場合

収入が最低限度の生活費を下回るため保護が受けられます。

収入が最低限度の生活費を上回るため保護は受けられません。

上回る分



※収入は、給与、賞与、仕送り、年金、手当などです。

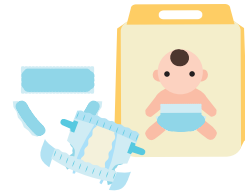
## 生活保護の種類

生活保護には次の扶助があります。保護開始時や、その後、申請により支給するものもあり、基準額や要件が定められています。

- 1 生活扶助 …… 食費、衣料費、光熱水費などの費用
- 2 住宅扶助 …… 家賃（世帯の人数や床面積に応じた基準額の範囲内）、契約更新料などの費用
- 3 教育扶助 …… 小・中学生の学用品代、給食費などの費用
- 4 医療扶助 …… 診療費など
- 5 介護扶助 …… 介護サービスを利用するための費用
- 6 出産扶助 …… 出産のための費用（助産制度の利用が優先されます）
- 7 生業扶助 …… 高校などの就学、技能修得などのための費用
- 8 葬祭扶助 …… 葬祭のための費用

※このほかにも次のような扶助があります。

- 被服費 …… 学童服・紙おむつ・ふとんなど
- 家具什器費 …… 炊事用具・食器・冷暖房器具（エアコンを含む）など
- 移送費 …… 通院のための交通費、引越代など



※家具、家電製品の買い替えなど、毎月の生活保護費を計画的にやりくりしていただくものもあります。また、生活必需品で緊急に購入する必要がある場合は、社会福祉協議会から貸付を受けられることがあります。

## あなたの権利

- 1 保護の決定は、正当な理由がなければ不利益に変更されることはありません。
- 2 支給された生活保護費や保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。
- 3 福祉事務所の決定に納得できないときは、決定のあったことを知った日の翌日から3か月以内に、神奈川県知事あてに審査を求めることができます。

# まも たいせつ 守っていただきたい大切なきまりごと



## 1 届出の義務

あなたの申出や申告などに基づいて生活保護費を決定します。次のようなときは速やかに届出てください。

- 生活状況の変化があったとき（世帯員の増減、家賃の変更、仕事を始めたなど）
- 収入があったとき（給料、賞与、子のアルバイト料、年金、保険金、仕送り、借入金、恵与金など）

※就労収入の届出をすることで、基礎控除や20歳未満控除、必要経費の控除が受けられます。控除とは、収入として認定する額を少なくすることができるもので、事前にご相談いただくことで高校生等は学習塾代や修学旅行、大学受験の費用などの積み立てに充てる額を控除することもできます。

## 2 生活向上の義務

働ける能力に応じて働くことや、計画的な支出、自身の健康管理をするなど、生活・健康の維持や向上に努めてください。

## 3 指導または指示に従う義務

あなたの生活や、自立に向けた支援において、必要な助言や指導または指示をすることがあります。また、指導等に従わないときは、所定の手続きを経て保護の変更、停止・廃止を行う場合があります。

- 働くことができるのに、働こうとしないとき。
- 能力からみて十分な収入を得ていないと認められるとき。
- 年金・手当、障害者手帳などの取得手続きをしないとき。
- 資産や援助が期待できる親族からの援助を活用しようとしないうとき。
- 治療に努めていなかったり、みだりに重複受診や頻回受診をしているとき。
- 収入や資産に関する申告などの届出の義務を怠ったとき。
- 保有が認められていない自動車を保有していたり使用しているとき。
- 訪問調査に応じないとき。 など

# 生活保護費を返していただくことがあります

年金・手当などを受ける権利や資産があるにもかかわらず、急迫した事情などで保護を受けたときは、支給した生活保護費をさかのぼって返していただくことがあります。

また、収入申告漏れや事実と違う申告などの不正な手段で生活保護費を受け取ったときは、その生活保護費を返していただくこととなります。

なお、悪質な場合は生活保護法や刑法の規定により処罰されることもあります。

# 医療や介護サービスの利用について

## 1 医療機関にかかるとき

- 毎月はじめに病院や診療所にかかるときは、「診療依頼書」を通院先に提出してください。健康保険証（社会保険など）をお持ちの人も同じです。

- 生活保護の指定医療機関以外の医療機関では原則として受診できませんので、福祉事務所か、受診を予定している医療機関に指定の有無を確認してください。
- 医療機関を受診（往診を含む）するときは、居住地に比較的近距离にある生活保護指定医療機関を受診してください。ただし、病状などにより遠方の医療機関の受診又は往診が必要なときは、事前に担当ケースワーカーに相談してください。
- 夜間や休日、急病などで診療依頼書を受け取ることができないときは「受給票」をお持ちになって受診し、後日、担当ケースワーカーに連絡してください。
- 入院のときは、「診療依頼書」の受け取りは不要ですが、必ず担当ケースワーカーに連絡してください。退院のときも同じです。  
※入院の期間が1か月以上になると、最低限度の生活費が入院の基準額に変更（減額）となり、後に精算を行うこととなります。
- 精神疾患による通院や人工透析などは、自立支援医療制度を利用し、指定難病による受診は難病医療費助成制度を活用してください。これらの制度を利用した場合は「診療依頼書」の受け取りは不要です。

### 診療依頼書の受け取り方

次の窓口にて、印鑑と受給票をお持ちになり、通院先と通院予定日をお伝えください。

- 緑福祉事務所（緑区合同庁舎内、津久井総合事務所内）、中央福祉事務所、南福祉事務所
- 各まちづくりセンター（橋本、城山、津久井、相模湖、藤野、本庁地域、大野南まちづくりセンターを除く）
- 城山福祉相談センター、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター
- 串川出張所、鳥屋出張所、青野原出張所、青根出張所

- 通院に必要な交通費を支給できる場合がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。
- 障害認定・自立支援医療受給者証・難病医療費助成に係わる診断書代、入院時などの紙おむつ代、治療用装具代を支給できる場合がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。
- 接骨院、整骨院、あんま・マッサージ、はり・きゅうにかかりたいときは、事前に担当ケースワーカーへご相談ください。なお、打撲、ねんざの手当て、脱臼や骨折の応急手当てにより接骨院・整骨院にかかる場合は事前の相談は不要です。
- 介護サービスを利用するときは、担当ケースワーカーに連絡してください。
- 収入額が多い場合は、医療機関や介護機関で医療費等をお支払いいただく場合があります。



## 減免制度について

次の料金などは、届出をすることにより、減免を受けることができます。

- NHK 放送受信料
- 市県民税など（納期が到来前のもの）
- J R 通勤定期乗車券

## 3つの自立と自立支援プログラム

各世帯の自立に向けた支援を行います。ご希望の方は担当ケースワーカーにご相談ください。

### ◆ 経済的な自立……就労や増収の妨げとなっている課題を克服

- 福祉や就労の専門職である相談員やケースワーカーによる就労支援
- ハローワークや市就職支援センターとの連携による就労支援
- 就労に向けた準備や訓練（職業訓練・農業体験・就労体験・ボランティア活動など）

### ◆ 日常生活の自立……からだやこころの健康の回復・維持

- 日常生活の自立や健康管理支援（看護師資格を有する相談員による支援）
- 精神疾患などから地域移行などに不安がある方のための支援（精神保健福祉士資格を有する相談員による支援）

### ◆ 社会的な自立……地域社会の一員として充実した生活を送る

- 高齢者世帯などに対する訪問や生活課題の解消に向けた支援

### その他に次のような自立支援プログラムも行っています

- ひきこもり、高校中退、ニート、メンタル面などで課題を抱える方の支援
- 中学生等を対象とした学習支援・進路相談と居場所づくり
- 債務整理に向けた支援 など

## 各種加算（各扶助とは別に支給する保護費）

妊婦、産婦、障害者、児童の養育に当たる者、母子世帯など、それぞれの加算の要件を満たしたときに支給します。

## 就労自立給付金

安定した職業に就いたことなどにより、生活保護を必要としなくなった場合に支給します。

## 進学準備給付金

大学や専修学校などの特定教育訓練施設に確実に入学することなどの要件を満たした場合に支給します。

## ケースワーカーの役割

あなたの生活が、よりよくなるようお手伝いをさせていただきます。そのため、担当ケースワーカーは必要に応じて、あなたの家庭や通院先などを訪問し、生活・健康・就労・親族との交流の状況などを伺います。また、必要に応じて、助言や指導等を行うことがあります。業務上知り得た秘密は守りますので安心してください。

ご相談があれば  
お電話か  
直接窓口へ



### 緑区にお住まいの方

#### ●緑福祉事務所(緑生活支援課)

##### 橋本・大沢・城山地区

緑区合同庁舎 3階 緑区西橋本5-3-21

☎ 042-775-8809

##### 津久井・相模湖・藤野地区

津久井総合事務所本館 3階 緑区中野633

☎ 042-780-1407

### 中央区にお住まいの方

#### ●中央福祉事務所(中央生活支援課)

あじさい会館 5階 中央区富士見6-1-20

保護第1班・給付班 ☎ 042-851-3162

保護第2班・相談班 ☎ 042-707-7056

保護第3班・自立支援班 ☎ 042-769-9265

### 南区にお住まいの方

#### ●南福祉事務所(南生活支援課)

南保健福祉センター 3階 南区相模大野6-22-1

☎ 042-701-7720